

その派生核物質)の第三国への移転、20%を超える濃縮、再処理の場合の
事前同意権の確保

➤ 核物質防護措置

- ✓ 二国間原子力協力協定をどの国と締結するかについてはオーストラリアが
選択権を有する。
- ✓ 顧客となる非核兵器国は、最低限、NPT 締約国であり、IAEA との間で包括
的保障措置協定を締結していることが必要である。
- ✓ 顧客となる核兵器国に対しては、オーストラリア国籍の核物質が非平和目的
や核爆発目的に転用されないこと、IAEA 保障措置の対象となることを保証
することを求める。
- ✓ オーストラリア産ウランの輸出の契約には、契約が関連する二国間原子力協
力協定に服すべきことを含める。
- ✓ また、オーストラリア政府は、全ての国に対するオーストラリア産ウランの
輸出の条件として、IAEA との追加議定書の締結を求める。

オーストラリアのウラン輸出政策は、1974 年に行われたインドの核実験後の
核不拡散強化の流れやオーストラリア国内におけるウランの生産や輸出に対す
る反対運動の高まりの中で、1977 年に策定されたものであるが、非核兵器国に
対するウランの輸出にあたって包括的保障措置協定の締結を条件とすることや
濃縮、再処理に関する事前同意権の確保を規定するなど、同じ頃、制定された
米国の核不拡散法と同様の厳しい内容を含んでいた。その後、この政策は政権
交代が行われても踏襲されるとともに、追加議定書を要件に含めるなど更に強
化されてきた。

2005 年に米印原子力協力に関する合意がなされた後、2007 年に当時のハワ
ード政権（自由党）はそれまでのウラン輸出政策を転換し、インドとIAEAの間の
インドの民生用原子力施設をカバーする保障措置協定の締結、インドとIAEAの
間の追加議定書の締結、NSGによるインドへの原子力輸出を認める決定等を条
件に、インドに対するウラン輸出を認める政策を打ち出したが⁶、その直後に労
働党が政権を奪回し、この政策を撤回したことから、インドに対するウラン輸
出の禁止政策は継続された。

3. 政策転換の背景

ギラード首相は、11 月 15 日の記者会見において、政策を見直す理由として、
インドに対するウランの輸出が自国の経済や雇用に利益をもたらすこと、今後、

⁶ Supply of Australian uranium to India

http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/1E0O6/upload_binary/1e0o61.pdf;fileT ype=application%2Fpdf#search=%22media/pressrel/1E0O6%22

アジア地域において存在感が増すインドとの関係の更なる強化につながることで、米印原子力協力のイニシアティブによりインドの原子力を取り巻く国際環境が変わったにもかかわらず、オーストラリアのみがこれまでの政策に固執したとしても何の得るところもないこと、を挙げている。

また、ギラード首相、オバマ米国大統領ともに否定しているものの、この発表がオバマ大統領の訪豪の直前に行われたことは、米国による何らかの働きかけあるいはオーストラリアの米国に対する配慮があったのではないかという憶測を招いている⁷。

4. 解説

オーストラリア国内には、環境保護の観点からのウラン採掘や原子力発電導入への反対論、核不拡散の観点からのウラン輸出への反対論、慎重論が根強くあり、こうした考え方が、原子力発電の導入やウラン採掘の拡大の障害となり、また、ウラン輸出にあたって、他の国に較べて厳格な核不拡散要件を適用してきた背景であったと考えられる。今回の労働党大会での決議の採択が 206 対 185 という僅差であったことは、インドへのウラン輸出に対する反対が労働党左派に強かったことを示している。

ギラード首相が政策転換の理由として述べた内容は、米国が米印原子力協力を推進する際の、議会等に対する正当化の説明と共通しており、インドに対するウランの輸出によって得られる直接的な経済利益だけでなく、今後、アジア地域において存在感を増すことが予想されるインドとの関係を強化しておきたいという思惑が窺われる。このことは、原子力分野に関する協力関係の樹立が当該二国間関係の全般にわたる強化の象徴としての意味をも有していることを示している。

党大会での決定を受け、必要に応じて政府としてのウラン輸出政策の変更がなされた後、ウラン輸出に伴う核不拡散措置を実質的に担保するオーストラリアとインドの間の二国間原子力協力協定の締結に向けた交渉が行われることになる。インドと IAEA の間の追加議定書がまだ発効していないこと（2009 年 5 月 15 日署名）、インドが核実験を行った場合の取扱い等が交渉を進める上での論点になることも考えられるが、オーストラリアが今回の労働党大会において、インドに対するウランの輸出解禁の政治決定を行ったことで、これらの点につ

⁷ オーストラリア首相府プレスリリース

Transcript of press conference, Canberra, 15 November, 2011

<http://www.pm.gov.au/press-office/transcript-press-conference-canberra-19>

米大統領府プレスリリース

Remarks by President Obama and Prime Minister Gillard of Australia in Joint Press Conference
November 16, 2011

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/11/16/remarks-president-obama-and-prime-minister-gillard-australia-joint-press>

いてオーストラリアが強く主張することは考えにくい。

既にカナダ、カザフスタンはインドとの間で原子力協力協定に署名しており（未発効）、これで主要なウランの供給国がインドに対するウランの輸出に踏み切ることになる。他方、原子炉の供給国に関しては、米国、フランス、ロシア、韓国が既に原子力協力協定を締結しているのに対し（韓国の協定は未発効）、我が国はインドとの協定交渉を2010年6月に開始したものの妥結には至っていない。協定案文の交渉に時間を要していることと、福島第一原子力発電所事故による交渉の中断がその原因と考えられる。2011年10月29日の日印外相間の戦略対話により交渉を進展させる合意が得られ⁸、交渉が再開されることとなった。インドが核実験を行った場合の取扱い（協定の終了等）を協定にどのように規定するかが今後の交渉における主要な争点の一つと考えられる。米国やフランスがインドに対し、原子炉を供給するにあたっては、我が国からの主要構成部品の供給が必要であると考えられ、そのためには日印間の原子力協力協定の締結が必要になる。ただ、以下に述べる要因によりインドに対する原子炉の供給の動きが進まない状況になっていることは、日印間の原子力協力協定締結に対する時間的圧力を緩和することにつながっているという見方もできる。

インドにおいて2010年8月30日に制定され、2011年11月11日に発効した原子力損害賠償法は、原子力事故の場合に供給メーカーに責任が及ぶ余地を残すものであることから、米国等、供給国が同法の見直しあるいはその他の是正措置を要求している。同日付で公表された同法を履行する規則⁹は、供給メーカーに責任が及ぶ期間及び賠償額に上限を設定するものであるが、供給国の懸念を解消するには至っておらず、解決の見通しは得られていない。

以上

⁸ 外務省ホームページ

第5回日・印外相間戦略対話（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/india_1110.html

⁹ http://www.dae.gov.in/rules/liab_rules.pdf